



## 7 青森県社会的養育推進計画策定ワーキングチーム設置要綱

### (目的)

第1 この要綱は、子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を明確にした平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、青森県家庭的養護推進計画を見直し、青森県社会的養育推進計画の策定の検討を行うことを目的として、青森県社会的養育推進計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青森県社会的養育推進計画に係る調査及び研究に関すること
- (2) 青森県社会的養育推進計画の策定に関すること
- (3) その他社会的養育推進のために必要な事項に関すること

### (組織)

第3 ワーキングチームの委員は、別紙に掲げる者をもって組織する。

- 2 ワーキングチームには座長と座長代理を置き、委員の互選をもって決定する。
- 3 委員の任期は、青森県社会的養育推進計画の策定が完了するまでとする。

### (調整機関)

第4 調整機関は、青森県健康福祉部こどもみらい課に置く。

### (運営等)

第5 ワーキングチーム会議は、調整機関の長が招集する。

- 2 調整機関の長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。
- 3 ワーキングチームは、会議における成果を青森県健康福祉部こどもみらい課に報告する。

### (庶務)

第6 庶務は、青森県健康福祉部こどもみらい課が行う。

### (その他)

第7 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則（平三〇・五・一六）

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附則（平三〇・一一・一）

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

## 青森県社会的養育推計画策定ワーキングチーム 委員名簿

職名	氏名	役職名等
委員	いとう まさあき 伊藤 正章	青森県中央児童相談所 所長
委員	きなみ よしみつ 木浪 善光	青森県里親連合会 会長
委員	こおりかわ よしつぐ 郡川 善嗣	青森県ファミリーホーム協議会 会長
座長	ごとう たつや 後藤 辰也	青森県児童養護施設協議会 会長
委員	さとう あつこ 佐藤 敦子	母子生活支援施設 小菊荘 寮長
委員	とまべち まもる 苔米地 守	青森県乳児院協議会 会長
委員	ぬまた とおる 沼田 徹	弁護士
委員	のむら ゆみこ 野村 由美子	青森市保健所 所長
委員	ひらだて まさこ 平館 雅子	十和田市こども子育て支援課 課長
委員	むらた たかふみ 村田 隆史	青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 講師

※名簿は五十音順、敬称略、令和2年2月現在



## 8 参考

### 【参考1】 次世代育成支援対策推進法(抄)

(平成15年法律第120号)

最終改正：平成29年3月31日公布（平成29年法律第14号）改正

#### 第1章 総則(第1条—第6条)

#### 第2章 行動計画

##### 第1節 行動計画策定指針(第7条)

##### 第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第8条—第11条)

##### 第3節 一般事業主行動計画(第12条—第18条)

##### 第4節 特定事業主行動計画(第19条)

##### 第5節 次世代育成支援対策推進センター(第20条)

#### 第3章 次世代育成支援対策地域協議会(第21条)

#### 第4章 雑則(第22条・第23条)

#### 第5章 罰則(第24条—第27条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

##### (基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)のっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### (事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念ののっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支

援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。  
(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第2章 行動計画

### 第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

#### (都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- (3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。  
(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。  
(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第4章 雑則

(主務大臣)

第22条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第二項、第23条から第25条まで、26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

### 2及び3 略

### (検討)

第3条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。